

No.	講習日	課目	該当箇所	質問要旨	回答
1	11月20日	木造	PPT集 P15	令46条計算の、床面積に含まれない部分について オーバーハング部分がある場合の配慮について、単純にオーバーハング部を面積に算入して検討すると、四分割検討時に壁がなくNG判定となってしまう場合、床面積算定の配慮とはどのように行えば良いのでしょうか？ (オーバーハング部は四分割再外端には含めない。偏心率にて検討となるのでしょうか。)	壁量計算においては、床面積の算定に配慮が必要ですが、下階の4分割法の検討においては、オーバーハング部を含めずに外壁部の最外端から1/4の範囲で検討することになります。ただし、偏心率の検討の方が、上階オーバーハング部による重心の偏りに対する影響が考慮されるので、より正確な検討となります。
2	11月20日	木造	PPT集 P16	木軸組はH12告示1352号で1/4の部分の検討が規定されていますが、枠組はH13告示1540号では、特に記載がありません。これは、確認審査上も不要ということでしょうか。	枠組壁工法(告示第1540号)では、4分割法の検討(告示第1352号)のような具体的な規定はありませんので、確認審査も不要です。ただし、「耐力壁は～(中略)～釣り合い良く配置しなければならない」(第5第二号)と規定されているので、これを満足する必要はありません。
3	11月20日	木造	計算書P2	木造の計算プログラムで、プログラムでのチェックリストがない場合は、どのように対応したら良いのでしょうか？	規則第1条の3の規定により、確認申請図書に、プログラムによる構造計算により安全性を確かめることのできる建築物の構造種別、規模その他プログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項について明示する必要があるため、それが適切かどうか確認申請で審査する必要があります。
4	11月21日	RC造	PPT P144	「柱はり接合部の検討の審査」で『ルート3においては柱はり接合部の検討がされていることを確認する』とあります。技術基準解説書P679の25行目～ルート1,2-1,2-2では柱はり接合部の許容応力度設計を省略できるとありますが、27行目『しかし～』を読むとルート1,2-1,2-2であっても壁量が少ない場合や柱はり接合部の周囲に壁が配置されない場合は許容応力度設計を行う必要があると解釈できます。ルート1,2-1,2-2も柱はり接合部の許容応力度設計は必要でしょうか？計算が必要な場合、『壁量の多い少ない』の目安等はどの程度で判断すればよいのでしょうか？	『壁量の多い少ない』の目安等は、ケースバイケースのため一概に言い切れないため、判断基準は説明しかねます。
5	11月21日	RC造・構造計算書	PPT P59	SS3について風荷重の計算で $q=0.6EVo^2$ とされていますが、躯体と外装屋根で式の使い分けはしていますか？ その際自動的にプログラムで使い分けていますか？それとも設計者が選択しますか？	速度圧については、建物で一つとしています。そのため、躯体と外装屋根等で使い分けをしていません。 『SS3』では、壁面の[見付面積の直接入力]や[屋根面風力係数]等で設計者が風荷重を調節していただくことで対応可能です。 なお屋根ふき材は、二次部材のためSS3では検討しないため、別途の検討が必要になります。

本講習の内容に関するもの以外のご質問は、削除しております。